

第264回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時 令和4年9月26日(月) 14:55～16:00

(2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室

(3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。

(2) くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について(報告)

(4) ソデイカ漁業に係る沖縄海区漁業調整委員会事務局との意見交換結果について(報告)

(5) その他

- ・ 200カイリ水域内漁業資源総合調査委託事業によるソデイカ標識放流調査の実施(報告)

令和4年9月26日午後2時55分開会

【開 会】

吉元事務局長

定刻よりも早いですが、皆様お揃いですので、ただ今から第264回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。

なお、委員10名全員出席をいただいておりますので、本委員会は成立しております。

それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いします。

なお、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。

茂野会長

皆様、こんにちは。今日もお忙しい中出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「山下委員」と「鳥居委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

それでは今回は山下委員と鳥居委員にお願いいたします。

また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承願います。

【議事 1 令和 5 年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）】

茂野会長

それでは議事 1 【令和 5 年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について】を議題といたします。この件は、協議事項となっております。議事提出者である県から説明をお願いします。

村田技術専門員

県庁水産振興課漁業調整係の村田です。3 年前まで大島支庁に在籍しておりまして、皆様方に非常にお世話になりました。本日はよろしくお願いいいたします。

令和 5 年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について、資料 1 に基づき説明いたします。

令和 5 年の漁業権一斉切替に関し、県が策定する漁場計画の樹立方針に関しての協議となります。委員の皆様も御承知のとおり、来年の 8 月 31 日をもって、現在免許されている漁業権が全て消滅することになります。漁業者の皆様には、9 月 1 日より新たに漁業権を用いて漁業生産を行っていただくこととなっております。

県では、昨年度より、漁業権一斉切替に向けた必要な現地ヒアリング、測量等を実施したところでございます。現地調査については概ね終了いたしました。現在、結果の精査や確認作業を行っているところです。今後、これらの事前調査結果を踏まえまして、漁場計画案の策定、委員会への諮問・答申をいただき、海区漁場計画を作成しまして、公表、免許申請という流れで進められていく予定ですが、この漁場計画を策定していく上での樹立方針について、当委員会で御協議、承認をお願いしたいと思います。それでは、内容の説明をいたします。

「令和 5 年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について」ということで、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の 3 つの漁業権に関するものでございます。漁場計画については、水産庁からの切替えに関する技術的助言や漁業法及び同法関係通知等に基づき、水面の総合利用による漁業生産力の維持発展と漁業振興の観点から、今後 5 年、10 年間の長期的展望に立ち、次の点に留意しながら、地域における漁業観光と漁場利用の現状に配慮して樹立するというもので、1 点目、栽培漁業との調和、2 点目、資源管理型漁業の促進との調和、3 点目、環境に配慮した養殖業の持続的な生産の確保、4 点目、漁業協同組合の合併との調整、これらに留意しながら樹立をしていきたいと考えているところでございます。

漁場計画に記載される個別の事項等についてですが、まず1番目、漁場区域の表記につきましては、緯度・経度を用いた表記とするということで、本県におきましては、10年前の一斉切替時より、緯度・経度を用いた表記を行っており、(1)共同漁業権のうち、第1～3種共同漁業権は、陸上基点の名称を記載するとともに、陸上基点及び沖合の各点を緯度・経度で表記します、第3種共同漁業権のうち、つきいそ・飼付漁業においては、緯度・経度で標記した中心点と漁場の範囲を表す半径距離で表記いたします、(2)定置網漁業権については、陸上基点と漁場を囲む各点を緯度・経度で表記いたします、(3)区画漁業権については、漁場を囲む各点を緯度・経度で表記いたします、と従来通りの表記を行っていきたいと考えているところです。

次に各漁業権の記載事項の方針についてです。「2 共同漁業権」です。共同漁業権は、漁業協同組合が資源の保護培養、漁業調整等漁場の管理が可能な範囲で計画を樹立するというもので、漁場の区域については、原則として現行の漁業権区域とする、関係地区については、原則として現行の関係地区とする、共有漁場については、漁業権の管理および行使の実態を踏まえ、必要があれば、漁場の区域及び関係地区を見直すこととしたいと考えております。

漁業種類ごとの方針についてです。①第1種共同漁業権です。行使実態のない漁業、また、経済的価値が著しく低くなってしまったもの、資源管理意識が低い漁業については、原則として漁業権の内容から除いて漁場計画を樹立したいと考えております。これは、活用されていない漁業種類については削除、新たに活用されている漁業種類については追加という形で現場の実態に応じて計画を立てると言う意味であります。②第2種共同漁業権です。主に固定した網を用いた漁業になりますが、行使実態のない漁業や機動性を有するようになった漁業は、漁業権の内容から除きたいと考えております。③第3種共同漁業権です。当海区では設置予定がございませんので、第3種共同漁業権については割愛させていただきます。

次に、「２ 区画漁業権」です。これも共同漁業権と同じ考え方で、２漁期以上行使のない漁場、または行使見込みがない漁場は、漁場計画を樹立しないと言う方針で行きたいと考えております。また、(2)として、漁場の区域は、必要最小限の漁場区域で漁場計画を樹立する。

(3)として、新規漁場については、地域の漁業振興上特に必要があり、かつ、環境保全上及び社会経済上問題がないと判断される場合のみ漁場計画を樹立する。(4)として、魚類養殖業に関しては、鹿児島県魚類養殖指導指針に基づき漁場計画を樹立するとともに、鹿児島湾といった特殊な海域においては、原則として漁場の拡大を行わない方針でまいりたいと考えております。(5)として、漁場計画を樹立する全ての魚類養殖漁場については、養殖漁場の改善を促進させ、持続的な養殖生産の確保を図るために、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を策定するとして、従来通りの方針でまいりたいと考えております。

(6)クロマグロ養殖についてです。クロマグロ養殖については、国際的な資源管理の流れを受け、農林水産大臣指示及び水産庁の技術的助言を踏まえ、次の取扱いとする方針です。①クロマグロを対象とする区画漁業の名称は、「くろまぐろ小割式養殖業」とする。②天然種苗を用いたクロマグロ養殖については、平成24年度の養殖規模を超えては計画しない。③人工種苗を用いたクロマグロ養殖については、種苗導入計画等の養殖計画の実現性が確かであるとともに漁業権者が実効性のある遵守措置を講じるもののみを計画するとしている。④人工種苗を用いたクロマグロ養殖とは次のものを指す、として以下の２つに分類しております。「ア 人工種苗生産用親魚養成」、これは、種苗生産に用いる「クロマグロ親魚」の養成です。「イ 人工種苗を用いたクロマグロ生産」、これは、種苗生産されたクロマグロ稚魚、または中間育成された人工種苗由来のクロマグロ幼魚を養成し、出荷するまでの養殖、という形で規定し計画を樹立する方針で行きたいと考えております。

最後に、「３ 定置漁業権」については、当海区では設置予定がございませんので、説明を割愛させていただきますので、お目通しください。

説明は以上になります。漁業法の改正がなされたところでありますが、漁場計画の樹立に関する国の技術的助言においては、新たな必要な手続きとなった利害関係人の意見徴収に関する事項や、制度見直しによる記述の追加等、細かい助言がされておりますが、共同漁業権、区画漁業権、定置網漁業権に関しては、10年前の一斉更新時と大きな変更点はみられておりません。このような点からも、今回協議をお願いした漁場計画の樹立方針については、平成30年の切替え時、平成25年の切替え時の方針を踏襲した内容で、同様の免許切替えとして進めていく方針であることを申し添えます。

以上でございます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

1点教えていただきたいと思います。区画漁業権のクロマグロ養殖については、クロマグロを対象とする場合は「くろまぐろ小割式養殖業」という区画漁業権の名称になるという話でしたが、天然種苗と人工種苗については、制限条件か何か付くのでしょうか。

村田技術専門員

制限条件につきましては従来通りとする予定ですが、漁場の表記方法ですとか、その程度の制限になるかと思います。

鳥居委員

区画漁業権のところで、奄美（大島）海区に関わる部分で個別漁業権と団体漁業権の見直しとか、変更は特に予定されていないという、これから作ると思うのですが、特に今のところ予定はないという理解でよろしいでしょうか。

村田技術専門員

共同漁業権については、なまこの追加がいくつかあったところですが、区画漁業権については、新たにもずくの新規の漁場が欲しいとか、クロマグロに関しても、生産の実態に応じて自分たちの基地港に一番近いところにクロマグロ人工種苗の生産を置きたいというところで、今まで天然の漁場、人工の種苗と分かれていたのが、区域の配置をもう一回見直して整理したいとの要望がありますので、その要望に応じた形で計画を立てていきたいと考えているところです。

山下委員

個人的になのですが、漁業種別の中で第3種共同漁業というのがあって、飼付漁業については奄美（大島海区）のほうでは申請されてないということでしょうか。個人的にはやってみたいと思っているのですが、今後どうなるのか教えてください。

村田技術専門員

飼付漁業については、熊毛、そして奄美（大島）海区においてはこれまでも漁業権の設定がありませんでした。南薩方面や、あとは鹿児島県の湾口に近いところの漁協の中においては、飼付漁業権の設定をして、今からの時期ですけど、餌を撒いて、ブリを寄せて、釣っていくというようなことで、引き続き設定するという形でいくつか設定される予定です。

山下委員

もし沖永良部で（飼付漁業を）やりたいという時には、漁業権を設定しないで自分たちで試すことはできるということですね。

村田技術専門員	実際やるとなると、まず、共同漁業権の中であればいいのですが、共同漁業権の外であれば、他の漁協との調整とか、遊漁者が結構来られるということでその辺のトラブルも多いので、そういったことも色々勘案しながら今後検討していく必要があるのではないかと考えています。
茂野委員	国としては、成長戦略として、ブリなどの海外への出荷を推進しているわけですが、こういう状況の中で、漁場の拡大というのは考えていないのでしょうか。
村田技術専門員	国のほうが輸出を倍増するという形で成長戦略を出してきた関係もございまして、今回の区画漁業権の切替えに関するヒアリングにおいては、（鹿児島）湾内の漁協を中心に、それに向けた対応として漁場を拡大したいというような要望があったところです。 ただ、国の方で輸出を倍増するという話は出てはいるんですけども、具体的な対応策というものがまだ示されておらず、仮に生産を増やした時にそれが確実に輸出に回っていくかというところについても検討ができてない状況ですので、今回は国の戦略に向けての一定の要望を皆様から伺ったということで、そういった要望が現場にあるということを県としては確認してますので、今後、国の方針に基づいて、次の切替えに向けて進めていきたいと考えているところです。
前田委員	区画漁業権の件で、新規漁場を設けたいという方が5年更新の間に途中で新たに、例えば岩牡蠣をしたいとかそういう方々が来た場合にどういう対応をしたらよいのか、まずそれを1つ聞きたいのと、それから、2漁期以上更新のない漁場または見込みのない漁場は方針を樹立しないとのことですが、これは、もしそういう実態、真珠が2漁期、真珠と藻場養殖で5年と10年で違いますよね。その2漁期の、例えば10年と5年の場合、これが10年であり、20年であり、そういう形でまたいで使用していない場合の漁場について、我々漁協がそういう形で撤去しろとか言えるものかどうか、そういったことも知りたいと思っているのですが、お願いします。

村田技術専門員

まず、新規漁場の要望の件ですが、魚類についてはいろいろと全体の調整というのがあるかと思いますが、牡蠣や藻類については、県としては積極的に養殖を進めていきたいと考えているところですので、もしそういう御要望があれば、まずは試験養殖という形でちゃんと生産、そして販売まで持っていけるかということを確認いただいた後に、次の切替えに向けて要望いただければと思います。

そして2漁期以上使われない漁場についての話ですが、真珠とかであれば、真珠会社の生産の状況に応じて一定期間使っていないというような状況もあろうかと思っています。今回の漁業権のヒアリングの中でもそういった漁場もありました。ただ、話を伺う上では、その後についても漁場を利用していきたいという話も聞いておりますので、そういったものについては、引き続き漁場計画を立てたいと考えているところです。

使っていない筏について撤去を指導できるかということについて、基本的に免許されている漁場の中で生産を行っていただくというのが漁業権の免許ですので、生産していただくのがまずは条件かと思っています。その中でもし使っていないのであれば廃権の手続きをしていただくというような形で漁協のほうで指導していただければと思います。

前田委員

使用していない漁場をですね、廃権しろというようなことが漁協から申し出ることができるのか、またそういう形で漁協から言った場合、向こう（漁業者）から訴えがあつて、そういうことはすぐできないとか、そういうのを問題提起されてくると思うんです。そういった中で、そういう対応を漁協が強く言っているのかどうか。そこが足かせになって他の漁場ができないとか、養殖ができないとか、他の人の邪魔になるような場合もあるんですよね。そこが全域使用されていた場合はあまりにも規模が大きいもんですから。そういったところを漁協としても悩んでいるところもあるので、撤去しろといったようなことを言える立場にないのかなと思ってですね、県が指導しないと、これは漁協が言える立場じゃないんじゃないかなと思ったりもするものですから、実態を調査して指導はできないものかと思いますがいかがですか。

村田技術専門員

先ほど説明が不足しておりました。10年の区画漁業権については、真珠母貝の養殖ということで、これは漁協に県は免許しております。その他、真珠養殖、個別に免許している分もございますので、そういったものについては当然県の方からの指導かと思いますが、漁協が免許を受けている分については、免許権者は漁協ですので、漁協の中でしっかりと指導していただければと考えます。また、県のほうも一緒になって考えていきたいと思いますので、御相談いただければと思います。

茂野委員	真珠に関しては真珠屋がすると、母貝については漁協で5年間と、それと、魚類に関しても、漁協が県から（免許を）いただいて、それを貸してると。貸してるだけで漁協の総会において貸すか貸さないかを定めるわけですから、漁協が貸さないと言って、そこに居座った場合は、撤去命令を漁協の責任でやるべきことであって、県は関係ないわけですね。漁協が貸しているわけですから。
前田委員	我々（漁協）自身の場合は分かるんですけども、みんなの同意が必要なものですから、総会で。真珠の場合は10年更新で県が直接免許を出しますよね。そういったもので2漁期使用していないという実態があればそれは考える必要があるのではないかと思います。そういったところをどう捉えておられるのかなと思って、そういうことです。
茂野委員	そういう実態があれば、県のほうが今度は関わるということになるわけですね。
村田技術専門員	ヒアリングに基づいて実態がないということについては漁場計画を樹立しないということになります。そこは色々漁協の中のいろんな調整とかもあろうかと思いますが、無下には全て廃権という形で進めるつもりはありません。
茂野会長	それでは、議事1については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、議事1については、そのように決定いたします。

【議事 2 くろまぐろに関する令和 4 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

茂野会長	それでは議事 2 【くろまぐろに関する令和 4 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について】を議題といたします。この件は、報告事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いいたします。
加治屋技術専門員	県庁水産振興課の加治屋です。「くろまぐろに関する令和 4 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」ということで説明いたします。 定置漁業のクロマグロ大型魚について採捕停止としたということで、その報告となります。 まず、経緯ですけれども、定置漁業のクロマグロ大型魚の管理区分では、令和 4 年 6 月 9 日から 10 日にかけて魚体重 100kg を超えるような個体がまとまって漁獲されております。6 月 10 日時点の漁獲量は、当初の漁獲可能量である 5.1 トンを超える 5,216kg となっております。これを受けまして、こちらの管理区分ですけれども、漁獲可能量に県の留保枠から 0.2 トンを追加配分しまして、漁獲可能量を 5.3 トンとしております。この措置によりまして、本県のクロマグロ大型魚の留保枠は 0 トンとなっております。 その後の措置ということでございます。クロマグロの漁獲可能量につきましては、今後、国からの追加配分ですとか、他の都道府県から融通ということをしてもらえるのですけれども、こちらがしばらく見込めないことで、鹿児島県定置漁業、クロマグロ大型魚、こちらの管理区分を採捕停止としております。こちらの告示につきましては、6 月 21 日発行の県公報により行っております。参考として、管理区分ごとの漁獲可能量と漁獲量を参考欄に掲載しております。 次、報告の 2 つ目でございます。2 ページ目をお開きください。今説明しました定置漁業のクロマグロ大型魚につきまして、数量の超過があったということで、その説明と今後の対応案について説明します。

まず経緯でございます。定置漁業のクロマグロ大型魚の管理区分は、漁獲量が規定された数量に達したということで、6月以降、採捕停止ということになっております。こちらのほうは今御説明したとおりでございます。その後混獲された個体は、放流措置をしていただく必要がありますが、今般、8月に、こちらの管理区分において、これまでに放流したクロマグロのうち800kgが死んでいたということが判明しております。死亡個体は、放流したものであっても数量報告の対象となっております。現時点で約1トンの数量超過状態となっております。この状況に関しまして、水産庁にその旨を報告し、対応方法について相談したところでございます。水産庁からは、他の都道府県と融通するなり、あとは大小交換というものがあるんですけども、小型魚と大型魚、これを交換する措置になりますけれども、こちらによって是正するよう助言がありました。

今後の対応案ということで、本県の小型魚の漁獲可能量1トンを出して、他の都道府県の大型魚の漁獲可能量1トンを譲り受ける、「大小交換」を行いたいと考えております。交換の原資は、小型魚に関しては、県の留保枠というものが1.4トンございます。こちらの中から1トンを他の都道府県に出し、大型魚の1トンをもたらってくるという措置を取りたいと考えております。こちらの措置を取りますと、管理区分の漁獲可能量を変更することなく交換することが可能ということでございます。

大小交換につきましては、本県3海区の漁業調整委員会へ説明した後に、速やかに実施したいと考えております。

説明は以上です。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

茂野会長

それでは質疑もないようですので、議事2については、これで終了いたします。

【議事 3 全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について（報告）】

茂野会長

それでは議事 3 【全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について】を議題といたします。この件は、報告事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

資料 3 を御覧ください。「全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について」でございます。

全国海区漁業調整委員会連合会では、年 1 回、通常総会を開催しております。令和 4 年度は、当初、5 月 19 日に宮城県仙台市での開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、令和 2 年度、3 年度に続きまして書面決議により実施されたところです。本日は、通常総会の開催に代わる書面決議の内容及び結果について報告させていただきます。

まず、2 ページを御覧ください。通常総会の会次第が掲載されております。令和 4 年度の議題は、第 1 号議案「令和 3 年度事業報告書、収入決算書及び余剰金処分案について」、第 2 号議案「令和 4 年度事業計画書案及び令和 4 年度収支予算書案」、第 3 号議案「協議事項（中央要望活動）」、及び第 4 号議案「次期総会の開催地」の 4 つになります。

議案の概要につきましては、3 ページを御覧ください。まず、第 1 号議案につきまして、令和 3 年度は、コロナ渦の影響によりまして、第 57 回通常総会など会場開催の会議は中止し、書面決議等に対応されたため、会議費が余剰し、繰越余剰金の大幅増となり、内部留保を行い、次年度に繰り越すこととなったとのことです。第 2 号議案では、令和 4 年度は、新型コロナの動向は不透明であるも、コロナ対策も加味した計画及び予算案とし、また、令和 3 年度からの余剰金が高額に及ぶため、令和 4 年度は全会員海区の会費を免除することとなったとのことです。第 3 号議案では、令和 3 年度に取りまとめた国への要望活動に係る要望案の協議になります。第 4 号議案では、次回、令和 5 年度の通常総会の開催地を東京都としてよいか伺うものになります。また、その他として、4 ページになりますが、海区漁業調整委員会委員等の表彰者決定の報告及び 70 周年記念誌の発行についての報告がありました。各議案等の詳細につきましては、7 ページ以降、49 ページまでの間に総会資料全体を掲載しておりますので、そちらをお目通しをいただきければと思います。

今御説明をしました 4 つの議案につきまして、令和 4 年 5 月 19 日付けで全国海区漁業調整委員会連合会会長から各会員に対し、書面決議の実施通知及び表決書の回答依頼がありまして、奄美大島海区では、茂野会長に総会資料の内容について御確認いただき、第 1 号から第 4 号までの 4 議案とも承認ということで回答をしたところでございます。

書面決議の結果につきましては、6ページを御覧ください。6月20日に全国海区漁業調整委員会連合会会長による書面表決書の確認を行いまして、第3号議案については、承認65、不承認6、その他の3つの議案については承認71、不承認0ということで、すべての議案が過半数の承認をもって原案どおり可決されたとのことで、6月27日付けで結果報告がございました。なお、第3号議案の不承認につきましては、「沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすること」等が新規要望項目として反映されなかったことに対する意見であったとのことで、今後、全国海区漁業調整委員会連合会が要望すべき広域的な課題とするかどうかについて検討予定とのことです。

また、第3号議案につきましては、先々月、7月22日に各関係省庁あてに要望活動が実施されまして、各要望先からの要望内容に対する回答があったとのことで、8月3日付けで全国海区漁業調整委員会連合会事務局より要望先からの回答の共有がございました。要望に対する回答につきましては、52ページ以降で掲載しておりまして、昨年度、当委員会において、九州ブロック会議への提出議題として御議論いただきました事項に関係のあるものについては赤枠で囲っておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

茂野会長

それでは、議事3についてはこれで終了いたします。

【議事 4 ソデイカ漁業に係る沖縄海区漁業調整委員会事務局との意見交換結果について（報告）】

茂野会長

それでは議事 4 【ソデイカ漁業に係る沖縄海区漁業調整委員会事務局との意見交換結果について】を議題といたします。この件は、報告事項となっておりますので、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

資料 4 を御覧ください。「ソデイカ漁業に係る沖縄海区漁業調整委員会事務局との意見交換結果について」でございます。

6 月 10 日の当委員会において、沖縄海区より意見交換の実施希望が寄せられている旨を報告させていただいたところですが、先方からの希望を踏まえまして、7 月 15 日に事務局レベルでの意見交換をオンライン形式で実施しましたので、その結果について報告させていただきます。

まず 1 ページを御覧ください。意見交換の結果概要をまとめた資料になります。意見交換の出席者は、先方、当方それぞれ 3 名ずつの出席でした。

1 ページ 4 の結果概要につきまして、まず、ソデイカ漁の漁期に対する考え方に関しまして、沖縄海区のほうから、沖縄の漁業者から禁漁期間を奄美大島海区と沖縄海区で合わせられないかとの相談を受けることが多く、奄美大島海区では、令和 4 年 6 月の委員会で、これまでの禁漁期間を 1 月延長する 6 月から 10 月を禁漁期間とする委員会指示を出されたが、この禁漁期間をさらに変更する可能性はあるかとの発言がありました。

これに対しまして、当委員会からは、今回の 1 月延長の委員会指示につきましては、実質的に来年 6 月から効力を発揮することになること、そして、6 月の委員会において、零細漁業者にとって、禁漁期間の延長は漁業経営的に厳しいのではないかとの意見を一部委員からいただきましたこと、そして、2 ページになりますが、他に収入源となる資源が乏しく、また近年の燃料高騰の影響等を踏まえると、6 月のみならず 11 月まで禁漁期間とするのは、漁業者の立場で見ると、特に零細漁業者には受け入れられないと判断していると応答しました。

次に、2 ページ下のほうになりますが、ソデイカはえ縄漁に関しまして、沖縄海区から、委員会指示において申請・承認制としているソデイカはえ縄漁の申請者が近年いないため、委員会指示においてはえ縄漁を禁止することを検討している旨の報告がありました。これに対し、当委員会事務局からは、奄美大島海区では、毎年 3 隻程度の申請があり、委員会で協議の上、（ソデイカ）はえ縄漁について承認していること、近年申請があるのは、奄美海区内でソデイカはえ縄漁の操業を希望する鹿児島海区の大きめの船である旨を情報提供しました。

次に3ページになりますが、沖縄海区と奄美大島海区との両海区の委員同士での意見交換の実施に関しまして、沖縄海区の方から、改めて、今後、委員同士での意見交換の実施を希望する旨の発言がありました。これに対して、当委員会事務局の方から、まず沖縄海区より、委員同士の意見交換のテーマ及び内容について提案をいただき、それを踏まえて、当海区内の漁業者の意見を集約するという準備期間が必要であること、また、奄美大島海区において、次回、ソデイカ漁に係る委員会指示の改正を行う5月までに委員同士の意見交換を対面で実施し、その結果を委員会指示に反映させるというのはスケジュール的に難しいのではないかと、それらのことを踏まえて、来年度のどこかのタイミングでの実施、ないしは新型コロナの収束を待ってから、必要に応じて改めて調整するというのが現実的ではないかと応答しました。また、当委員会事務局の方から、沖縄海区の漁船は年間で1,500から2,000トンのソデイカ漁獲量で、かつ、船を大型化して冷凍機を搭載し、遠方で漁をするようになってきている一方で、奄美大島海区の漁船については年間で200～400トン程度の漁獲量であることから、奄美の漁業者からすると、今日の資源減少の状況を招いたのは沖縄の漁業者だという思いもあることについて理解していただく必要があるのではないかと申し上げました。

当方の発言を受けまして、沖縄海区からは、意見交換については、議題等をまた改めて整理した上で、委員同士の意見交換を行うか、引き続き事務局レベルでの意見交換を行っていくかも含めて検討の上、改めて相談をすること、また、ソデイカについては資源保護の必要性が高く、両海区で連携を図りながら取り組んでいく必要があると考えているので、引き続きよろしくお願ひしたいとの発言がありました。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

一点、沖縄の方々の認識を聞く質問が3番にあったのかなと思うんですよね。3ページのところですね。奄美の漁業者からすると今日の資源の状況を招いたのは規模を拡大した沖縄なのではないかと、私もその通りだと思うんですよね。そういったこちらからの問いかけに対して先方からどのような反応が示されたのか、教えていただきたいと思います。

宍道事務局次長

この耳の痛い話を私のほうからさせていただきまして、相手方も水産係の係長がおられて、この太田さんと私は旧知の研究者仲間で、腹を割って意見が言える間柄であったということもあって、このような奄美の漁師たちが実際どう考えているのかということをはっきり申し上げたところです。当然、彼らも沖縄県漁業者がこれまでどういう経緯でソデイカ資源を利用してきたのか、規模を拡大して遠くへ遠くへと、船の中で凍結して持って帰ってくるということをしてきたということを十分理解しており、それがあるからこそ保護期間を2か月延ばして、資源を今保護していかないと大変なことになるということで、奄美（大島）海区に先駆けて取り組んでおられるわけです。私が申し上げたことは、彼らも十分分かっていることで、特にそれについてコメントはなかったわけですが、そのお互いの間合いの中でよく理解しているということは十分伝わってくるような、これは私の受け止め方かもしれませんが、そのように感じました。具体的は発言はありませんでしたが、よく認識しておりますという沈黙で私が理解したという風に御理解いただきたいと思います。

茂野委員

以前、委員同士で話をしたことがあるんですけども、沖縄海区の皆さん、今、事務局からあったように、十分に資源減少のことは分かっているような感じを受けました。そして、沖縄県自体が補助金を出してソデイカ漁を重視してきたという経緯もありましたので、その何年か前の（委員同士の話の）中でも、今般の資源の減少を招いたのは沖縄ではないかということは話をしております。資源が減少しているのは事実でありますから、何とかやっていかないといけないという思いであります。

茂野会長

御意見や御質問は他にありませんか。よろしいですか。
それでは、議事4については、これで終了いたします。

【その他 200カイリ水域内漁業資源総合調査委託事業によるソデイカ標識放流調査の実施（報告）】

茂野会長	次に「その他」ということで、事務局から1点、追加で報告事項があるとのことですので、事務局から説明をお願いします。
宍道事務局次長	それでは、資料5に基づいて説明をいたします。その他といたしまして、水産技術開発センターが行っております、ソデイカの標識放流調査というのがございます。これは、令和元年度から実施しているものですが、昨年、一昨年はコロナの影響で実施できなかったわけですが、今年度、この調査を再開するということで計画が上がってきております。漁をしてはいけない時期にソデイカを獲るという行為をすることになりますので、海区委員会のほうに御了解をいただく必要があるというものになります。 200カイリ水域内漁業資源総合調査委託事業によるソデイカ標識放流調査の実施、これは、国からの委託事業になりまして、漁業法が改正されて、資源評価対象魚種というのが全国でたくさん増えまして、調査対象魚種がですね、鹿児島県ではこのソデイカが調査対象魚種として挙げられて、令和元年度から取り組んでおります。そのうちの標識放流調査というのに特にソデイカの場合は取り組んでおります。 この目的は、ソデイカは1年ちょっとで寿命を迎える、普通のイカと同じような生態を持っておりますが、どんどん大きくなって、十何キロというサイズになるわけですが、保護している期間は小型個体や産卵する個体が多いのですが、漁をしてもいい時期にも未成熟の小さい個体が混じるということで、これを漁獲せずに海に返したら資源保護になるのではないかと、1か月ほど待てばすぐ何キロか大きく育つわけですから、また、船に引き上げた時点ではまだ生きているということもありまして、そのまま海に返してあげれば資源保護になるだろうと、また、戻ってくれば自分たちの稼ぎにもなるということで、小型個体を放流するとしたらどうかと、ただ、ちゃんと本当に海に生きて帰って、また近々漁業者に採捕されるのかということを実証する必要があるということで、小型個体の標識放流調査というのが始まったという経緯でございます。

調査期間・調査海域について、11月から（ソデイカ漁の）解禁になりますので、その少し前、10月に与論町漁協所属の漁船の方に御協力いただきまして、日帰り操業でイカ釣りの調査を行うということになります。旗流し漁で釣れて上がってきた小型の未成熟個体、これが大きさがほしい50センチ以下というものを想定しておりますけれども、これが採捕された場所、緯度・経度、それから、メジャーが当ててある筒の部分の長さを外套背長（がいとうはいちょう）と言いますけれども、こういったものを記録して、黄色い丸印のあるところに小さな標識をつけて再放流すると、そして、漁業者に広く周知し、鹿児島県の市場や糸満の市場、沖縄県の漁業者にも幅広く周知をしまして、この標識（のついたソデイカ）が獲れた場合は連絡してくださいという形の報告をお願いするということでございます。

裏面に具体的な計画がございます。今のところ、10月24日の週、解禁の直前に、10月24日から31日のうちの2日間、天候の状況によって日程変更する場合がありますということで、与論島周辺で、所属漁船を1隻チャーターして旗流し漁具でイカ釣りを行いますということでございます。

過去には、令和元年にスタートしたわけですがけれども、第一次調査で令和元年10月に1ハイ、第二次調査ということで、令和2年1月に3ハイ放流した実績がございます。それから、自主放流ということで、これは漁業者の方に標識をお預けして、もし自分たちの操業の時に小さいイカが釣れた場合には自主的に放流をやってみていただけますかということでお願いをして放流いただいたのが50個体ということでございます。これまでに54ハイ放流して、今のところ再捕報告は得られておりません。

今後、こういう調査を何年か継続して、再捕につなげて、成長や移動ということが明らかになってくるという風に考えています。

以上、調査実施の内容について御了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

杉委員

与論の周りで放流をやっている、自主放流を割と東側でやられているようなんですけれども、沖縄のよく（ソデイカ漁を）釣られている方の話では、南西諸島の北東の方から潮に乗って大きくなりながら一気に寄ってくるということなので、自主放流をされる方は沖の方で放流したほうが調査的に引っかかってくるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

宍道事務局次長	今の御意見は、北東の方から（ソデイカが）やってくるということで、実際の操業場所で釣れた場合に放流するということになりますので、どうしても釣れたものをおっしゃるポイントまでもって行って放流するということではないのかもしれませんが。
杉委員	実際に（私たちも）漁をやっている時に小さいものは戻すんです。その時に、できる人をお願いして、どのあたりでどれくらい放流したということをやったほうが、成果がでるんじゃないですかねという話です。
宍道事務局次長	それは、また、標識を装着する道具というのを研究所のほうで与論だけではなくて徳之島や沖永良部でも御協力いただける方にはこの標識を付けて放流してくださいというのをお願いして（実施）すれば、放流実績も上がり、生態解明につながるのではないかとということで、貴重な御意見を賜ったと思いますので、研究所の方に伝えておきたいと思います。
山下委員	放流するのが50センチ以下となっておりますが、大きいのも、極端な話、試験の間、釣れたものは全て放流して大きいのはまた再捕できるのか、ということも研究されてはいかがでしょうか。
宍道事務局次長	これは試験操業ですので、その期間獲れたものは大きなものが獲れた場合でも当然放流することになりますので、逆に水揚げするわけにもいきませんので、全部獲れたものは放流するという考え方になります。
中田委員	ちょっと確認で、自主放流は与論だけで実施されているということですか。
宍道事務局次長	はい。元々与論町漁協のほうに、この調査の実施するにあたって、私が担当だった時に、この調査を実施するなら与論町漁協にお願いするのがベストだろうと判断して、（与論町）漁協に相談に行きまして、色々話をする中で、次の担当の代になって、こういうことなら（漁協のほうも）自分たちでやってみようということになって、協力していただけるような形になったのだと思います。
中田委員	そうであれば、県が調査が行うのは与論単体でいいと思うのだけれども、自主放流であれば、各漁協にお願いして、それぞれソデイカ釣りをやっている漁師もいるわけで、どこを基準に北東かというのはあるけれども、一番北東になるのは奄美漁協の笠利あたりからになるので、あのあたりに自主放流をお願いすればまた（結果も）違ってくるのかなと思います。

宍道事務局次長	大変前向きな御意見をありがとうございます。1点、標識放流調査というのを単年度でやってみただけという段階で、標識というのが、本当にこの標識の付け方でいいのかという、標識方法の選択というのも考えないといけなくて、今のところ再捕報告が得られてないということなので、恐らくこの標識の方法だとすぐ取れてしまう、漁師の目につかなくて気づかれないうちに水揚げされたり、標識として本当にこれがふさわしいのかという検討部分もあると思います。1ハイでも再捕事例があれば、これで生態解明につながるので皆さんこの方法でやってくださいと言いきやすいのですが、現在のところ再捕例がないものですから、そういった検討段階でもあるということも御理解いただけたらと思います。
杉委員	すみません、漠然と北東と申し上げましたけれども、だいたい緯度的に（北緯）27度線から28度30分、与論の東から喜界島のあたり、経度で言えば（東経）130度線、そのあたりがだいたい奄美海区、かなりやっています。
宍道事務局次長	今後、参考にさせていただきたいと思います。
杉委員	先ほど言いましたけれども、自主放流というのは、だいたい皆さん、4キロ以下は獲らない感じで放流していますので、そういう機会があるのであれば、自分もその場所に行ってやりたいと、何月何日にどれくらい、というのはできると思いますので、お願いします。
篤委員	ちょっと教えてください。今、杉委員がおっしゃったように、徳之島漁協でも自主的に放流したりという話があったんですけども、たくさん獲っている沖縄県は、こういう調査や各漁協での自主放流というのはやられているのでしょうか。
宍道事務局次長	沖縄の漁業者がどのようにされているかという情報は持ち合わせておりませんが、沖縄県水産試験場では標識放流調査の事例はございます。標識方法は違うものだと思います。再捕事例はあります。
茂野会長	他に御質問はありませんか。なければ、この件についてはこれで終了いたします。

【その他】

茂野会長	その他，事務局や委員の方から何かございませんか。
丸山書記	今回の委員会になりますが，10月18日火曜日に，（本日と同じく午後）3時から開催しますので，どうぞよろしくお願いいたします。次回（の場所）は，隣の中会議室になります。
篤委員	1点だけ，当委員会でも話題になりましたやすの件ですが，1か月ほど前に，長崎県の漁業調整規則の中でも同じように遊漁者がやすを使用できるのですけれども，そのやすについて，いわゆる発射装置とみなされるゴムはだめですよと明記するという調整規則の変更をやろうとしています。それがネット上で愛好者たちから広がって，長崎県にだいぶ署名が届いているということで聞いておりますけれども，その後の経過，長崎県がどうなっているのかというような情報があればですね，今回の委員会でも教えていただければと思います。なかなか長崎県のホームページには細かいことが全然載っていないのでよく分からないのですけれども，長崎県ではそういう動きがあると，ゴムもだめだと，遊漁者はゴムはだめですよと，ただ持って突くだけですよという風に県が調整規則上そう明記しようとしているということでしたので，これがどういう風に動いていくのかなとちょっと関心を持っているところです。よろしくお願いいたします。
村田技術専門員	今の長崎県のやすの件ですけれども，長崎県のほうでは漁業調整規則を改正するというところで今進めているところで，現在はパブコメをされているというところで，委員がおっしゃったとおり，全国各地のやすの愛好者の方たちがネットワークでつながって，それはだめだという意見が非常にたくさん寄せられているという話を聞いているところです。パブコメ後の状況等については，次の委員会までに調べた上で，また御報告したいと思います。
茂野会長	他にございませんか。 それでは以上で，本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。 議事進行に御協力いただき，ありがとうございました。
吉元事務局長	これをもちまして，第264回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



鳥居 享司



山下 安富

